

全銀協 TIBOR の公表レート等の修正に係る取扱い方針（案）

（平成〇年〇月〇日制定）

1. 目的

本方針は、全銀協 TIBOR 業務規程第 18 条にもとづき、全銀協 TIBOR の公表レート等の修正に係る取扱い方針を定めることを目的とする。

2. 定義

用語の定義は、次に掲げるものを除き全銀協 TIBOR 業務規程に定めるところに従う。

(1) 誤算出

運営機関またはリファレンス・バンクが、全銀協 TIBOR 業務規程または全銀協 TIBOR 行動規範ならびにリファレンス・バンクが全銀協 TIBOR 行動規範にもとづき定める社内規程に定める方法もしくは手順に従わずに、公表レートまたは呈示レートを算出したことをいう。なお、公表レートまたは呈示レートを算出する際に把握しえない事情によるものは除く。

3. 呈示レートの誤算出に係る報告

リファレンス・バンクは、呈示レートの誤算出を認識した場合には、速やかに運営機関に対して、別途運営機関が定める様式により、誤算出の理由および修正前後の呈示レートを報告しなければならない。

4. 公表レート等の修正に係る取扱い

(1) 原則的な取扱い

① 公表レートの取扱い

運営機関は、公表後の公表レートは修正しないものとする。

② 呈示レートの取扱い

運営機関は、公表レートの公表後に呈示レートは修正しないものとする。

(2) 例外的な取扱い

前項に関わらず、運営機関は、リファレンス・バンクの呈示レートの誤算出の結果、公表レートの水準に著しい影響が生じる場合には、全銀協 TIBOR 運営委員会において公表レート等の修正について検討のうえ、理事会の決定により公表レート等を修正することができる。

運営機関は、公表レート等を修正した場合には、速やかに運営機関ウェブサイトにもその旨を公表するとともに、事務代行会社を通じて、情報提供会社に修正後のレートを配信するものとする。

5. 透明性の確保

運営機関は、四半期に一度、公表レート等の誤算出の有無について公表するものとする。

6. 改正

本方針の改正は、全銀協 TIBOR 運営委員会で検討のうえ、理事会で行う。

なお、本方針の改正に当たっては、理事会への付議に先立ち、全銀協 TIBOR 監視委員会に報告しなければならない。

(附則)

1. 実施日

本方針は、平成〇年〇月〇日から実施する。

以 上